

宇佐市入札及び契約事務に係る不当な働きかけへの対応に関する要綱

令和3年2月26日

告示第47号

(目的)

第1条 この要綱は、市が行う入札及び契約事務に関し、職員が不当な働きかけを受けた場合の対応について必要な事項を定め、情報の共有化により組織として適切な対応を徹底するとともに、入札及び契約事務の公平性、公正性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)入札及び契約事務 建設工事、建設工事に係る業務委託、物品購入、業務委託及び賃貸借に係る入札（一般競争入札及び指名競争入札をいう。以下同じ。）及び契約並びにこれらに関連する事務をいう。

(2)職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項第3号に規定する特別職に属する職員をいう。

(3)部長等 宇佐市事務分掌規則（平成17年宇佐市規則第5号）第3条第1項に規定する部長等をいう。

(4)不当な働きかけ 入札及び契約事務に関して、面談、手紙、電子メール等、あらゆる方法により職員に対して行われる行為のうち、次に掲げるいずれかの行為をいう。

ア 特定の事業者等を競争入札に参加させること又は参加させないことを要求する行為

イ 特定の事業者等に受注させること又は受注させないことを要求する行為

ウ 特定の事業者等に有利となる発注方法又は入札参加条件の選定を要求する行為

エ 非公表又は公表前において予定価格、最低制限価格、設計金額、見積金額等に関する情報を聞き出そうとする行為

オ 公表前に入札参加予定者又はその数を聞き出そうとする行為

カ その他当該行為により特定の事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれがあると認められることを要求する行為

(不当な働きかけに該当しない行為)

第3条 次に掲げる行為は、不当な働きかけに該当しない。

- (1) 入札公告等に基づく設計書に対する質問等、入札及び契約手続に関する事実の確認であることが明らかなもの
- (2) 個別具体の契約に関するものではない発注全般に係る陳情、要望、提言、意見等にとどまるもの
- (3) 通常の営業行為の範囲内であることが明らかであるもの
- (4) 市議会、審議会、公聴会等の不特定多数の者が傍聴できる公開の場で行われたもの
(不当な働きかけ等への対応)

第4条 職員は、不当な働きかけ又はその疑いのある行為（以下「不当な働きかけ等」という。）に対しては、回答してはならない。

- 2 職員は、不当な働きかけ等に対しては、必ず複数の職員で対応するものとする。
- 3 職員は、不当な働きかけ等を受けたときは、相手方の氏名、連絡先等を確認し、当該相手方に対して、記録を作成する旨及び当該行為が不当な働きかけに該当すると判断した場合にはその事実について公表することがある旨を告知するものとする。
- 4 職員は、その受けた不当な働きかけ等が宇佐市不当要求行為等防止対策要綱（平成17年宇佐市要綱第1号）第2条に規定する不当要求行為等に該当すると判断したときは、同要綱の規定に基づき対応するものとする。この場合においては、前項及び次条から第8条までの規定は適用しない。
- 5 職員は、その受けた不当な働きかけ等が一定の公職にある者等からの職務に関する働きかけについての取扱要綱（平成20年宇佐市要綱第23号）第2条に規定する不当な働きかけに該当すると判断したときは、同要綱の規定に基づき本要綱と併せて対応するものとする。
- 6 職員は、他の職員が不当な働きかけに関与している事実を知り得た場合は、宇佐市職員等からの公益通報等の処理に関する要綱（平成18年宇佐市要綱第25号）によって対応するものとする。

(記録及び報告)

第5条 職員は、不当な働きかけ等を受けたときは、速やかに不当な働きかけ等対応記録表（様式第1号。以下「対応記録表」という。）を作成し、その内容を所属長に報告しなければならない。この場合において、不当な働きかけ等を受けた職員が部長等のときは、次項及び第3項の報告を経ずに、総務部長に報告するものとする。

- 2 所属長は、前項前段の規定による報告を受けたときは、当該職員にその内容を確認し、必要に応じ当該不当な働きかけ等を行った相手方への事実の確認を行うものとし、その上で所管部長に当該不当な働きかけ等の内容を報告するものとする。
- 3 所管部長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該不当な働きかけ等の内容を総務部長に報告するものとする。

- 4 総務部長は、第1項後段又は前項の規定による報告を受け、その内容が不当な働きかけに該当するおそれがあると判断したときは、宇佐市建設工事等指名委員会（以下「指名委員会」という。）に諮らなければならない。
- 5 指名委員会は、前項の報告について審議し、その内容が不当な働きかけに該当するか否かを決定する。
- 6 総務部長は、前項の決定を第1項後段又は第2項、第3項の報告をした部長等又は所属長に通知するものとする。この場合において、当該判断の結果が不当な働きかけに該当するものであるときは、その旨を市長に報告するものとする。
- 7 第1項後段、第2項、第3項及び前項後段の報告の際は、対応記録表を提出するものとする。

（入札参加停止の措置）

第6条 市長は、不当な働きかけを行った者に対し、次のとおり指名停止措置を行うものとする。

- （1）宇佐市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格について（平成17年宇佐市告示第104号）第1条若しくは宇佐市が発注する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格について（平成17年告示宇佐市第103号）第1条の規定に基づき格付された者又は資格の認定を受けた有資格業者であるときは、宇佐市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（平成17年宇佐市告示第106号）に基づき、当該有資格業者に対して指名停止措置を行う。
- （2）宇佐市物品等供給契約の競争入札参加資格について（平成17年宇佐市告示第9号）第1条の規定に基づき資格の認定を受けた有資格業者であるときは、宇佐市物品等供給契約に係る指名停止措置要領（平成25年宇佐市告示第55号）に基づき、当該有資格業者に対して指名停止措置を行う。

（公表）

第7条 市長は、第5条第6項の報告を受けたときは、不当な働きかけの内容を入札及び契約事務に係る不当な働きかけの状況（様式第2号）により随時公表するものとする。

- 2 前項の公表は、宇佐市ホームページに掲載する方法で行うものとする。

（文書の保存年数）

第8条 この要綱の規定に基づき作成し、又は受領した文書の保存年数は、5年とする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。